



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年7月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年6月20日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人中央アルプス農業実践塾

- 3 代表者の氏名

大沼昌弘

- 4 主たる事務所の所在地

駒ヶ根市下平2934番地260

- 5 定款に記載された目的

この法人は、就農希望者に対して、環境・自然に配慮した就農支援事業を行うとともに、地域の子どもたちに対して食育教育等の健全育成事業を行い、農業を媒介として自然と人間が協働する地域づくりに寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年7月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年6月26日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人りんどう

- 3 代表者の氏名

原山友幸

- 4 主たる事務所の所在地

上田市保野614番地

- 5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者及びその家族等に対し、自立した日常生活に必要な事業及び高齢等により障害者の介護が出来ない家族を支援する事業を行い、全ての人が健康で快適な暮らしが出来るよう福祉サービスを提供し、もって、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

ものづくり振興課

		午後1時30分から午後3時30分まで	伊那市高遠町西高遠350番地1 高遠町文化体育館
東筑摩郡生坂村	9月19日(水)	午前10時30分から正午まで	東筑摩郡生坂村6042番地1 生坂村活性化センター
東筑摩郡筑北村のうち本城地区	9月20日(木)	午前10時から正午まで	東筑摩郡筑北村西条4195番地 筑北村役場本城総合支所
東筑摩郡筑北村のうち坂北地区		午後1時30分から午後3時まで	東筑摩郡筑北村坂北2187番地 筑北村役場
東筑摩郡筑北村のうち坂井地区	9月21日(金)	午前10時から午前11時30分まで	東筑摩郡筑北村坂井5701番地2 坂井公民館
東筑摩郡麻績村		午後1時から午後3時まで	東筑摩郡麻績村麻3837番地 麻績村役場
東筑摩郡山形村	9月25日(火)	午前10時から正午まで	東筑摩郡山形村2030番地1 山形村役場
東筑摩郡朝日村		午後1時30分から午後3時まで	東筑摩郡朝日村大字古見1286番地 朝日村中央公民館
東筑摩郡波田町	9月26日(水)	午前10時から正午まで 及び午後1時から午後3時まで	東筑摩郡波田町10098番地1 波田町総合体育館
上高井郡小布施町	9月27日(木)	午前10時30分から正午まで 及び午後1時から午後3時まで	上高井郡小布施町大字小布施1491番地2 小布施町役場
上高井郡高山村	9月28日(金)	午前11時から正午まで 及び午後1時から午後3時まで	上高井郡高山村大字高井4972番地 高山村公民館
千曲市のうち森、倉科、生萱、雨宮及び土口地区	10月3日(水)	午前10時30分から正午まで	千曲市大字生萱120番地 千曲市東部体育館
千曲市のうち八幡、桑原及び稻荷山地区		午後1時30分から午後3時30分まで	千曲市大字八幡3311番地 千曲市八幡公民館
千曲市のうち埴生、屋代及び栗佐地区	10月4日(木)	午前10時30分から正午まで 及び午後1時から午後3時30分まで	千曲市大字桜堂570番地 千曲市埴生公民館

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年7月19日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成19年7月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ちゃ・茶

3 代表者の氏名

大谷孝夫

4 主たる事務所の所在地

安曇野市豊科5671番地

5 定款に記載された目的

この法人は高齢者、障害者及びその家族がいくつかの問題を抱えながらも住み慣れた場所と地域の人々と馴染みの関係を保ち、その人がその歴史を含めたその人らしさを支え充実した生活を続けられる様に自立生活支援のための様々な事業を行い地域社会に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年7月19日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友富士見店

諏訪郡富士見町落合字一ノ沢10059-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所
株式会社エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の収容台数

番号	変更前	変更後
1	122台	112台
2	38台	0台
合計	160台	112台

(2) 駐車場の自動車の出入口の数

	変更前	変更後
入口	5	3
出口	5	3
合計	10	6

4 変更する年月日

平成20年3月12日

5 届出年月日

平成19年7月11日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成19年7月19日から平成19年11月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年7月19日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 市街化区域

平成17年長野県告示第349号で定めた長野都市計画市街化区域に、長野市字篠ノ井杵渕字堰免、作平、碇、新田組、新田前、古屋敷、大門東、味噌田、大門西、北アンコウ並びに篠ノ井東福寺字上庭、上庭前及び東犀南の各一部を加える。

(2) 市街化調整区域

長野都市計画区域のうち市街化区域を除く区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県土木部都市計画課、長野県長野建設事務所及び長野市役所

4 縦覧期間

自 平成19年7月19日

至 平成19年8月2日

都市計画課

公告

安曇野有明土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成19年7月19日

長野県松本地方事務所長 鎌田 泰太郎

理事

新任

氏名	住所
等々力 史記	安曇野市穂高有明2314番地2
中村 秀人	安曇野市穂高有明5268番地2
澤渡 司一	安曇野市穂高有明6274番地1
茅野 靖昌	北安曇郡松川村4581番地
栗原 郁雄	安曇野市穂高有明4345番地
小林 司	安曇野市穂高有明6753番地2
中嶋 和夫	安曇野市穂高有明1269番地3
有賀 久幸	安曇野市穂高有明6399番地2
丸山 啓之	安曇野市穂高有明2733番地1
林 廣明	安曇野市穂高有明2135番地2

重任

氏名	住所
遠藤 良人	安曇野市穂高有明4836番地

退任

氏名	住所
耳塚 慶五	安曇野市穂高有明1734番地
有賀 喜八郎	安曇野市穂高有明6280番地イ号2
山田 賢和	北安曇郡松川村4816番地
石川 鎮生	安曇野市穂高有明499番地4
越原 康之	安曇野市穂高有明5203番地イ
寺畠 邦昭	安曇野市穂高有明1287番地2
木口 和英	安曇野市穂高有明2454番地
吉田 潤司	安曇野市穂高有明6354番地
小島 一紘	安曇野市穂高有明2960番地ロ
曾根原 富一郎	安曇野市穂高有明3867番地

監事

新任

氏名	住所
丸山 三郎	安曇野市穂高有明3796番地
石川 俊介	安曇野市穂高有明5310番地イ
有賀 富士夫	安曇野市穂高有明6931番地
伊藤 文博	安曇野市穂高有明2892番地11
沓掛 修一郎	安曇野市穂高有明263番地
青木 哲	安曇野市穂高有明2948番地32

退任

氏名	住所
赤沼 生敏	安曇野市穂高有明1027番地3
大淵 勝男	安曇野市穂高有明7047番地
中村 孝夫	安曇野市穂高有明7411番地31
牛山 國男	安曇野市穂高有明2822番地
内山 晃	安曇野市穂高有明4052番地
中島 芳孝	安曇野市穂高有明18番地1

農地整備課

公告

大町市土地改良区の役員について、次のように退任の届出がありました。

平成19年7月19日

長野県北安曇地方事務所長 畑中 和良

理事

退任

氏名	住所
松田 日出夫	大町市社2751番地2

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年7月19日

長野県立須坂病院長 齊藤 博

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量
運動負荷システム 一式
- (2) 物品等の特質
仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成19年9月10日
- (4) 納入場所
長野県立須坂病院
- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院 事務局総務係

電話 026 (246) 5511

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年8月10日 午前10時

イ 場所 長野県立須坂病院 北棟4階会議室

- (3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成19年8月9日 午後5時(必着)

イ 場所 須坂市大字須坂1332(郵便番号 382-0091)

長野県立須坂病院 事務局総務係

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (7) 契約書作成の要否

必要とします。

- (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもった者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年7月19日

長野県立こども病院長 宮坂勝之

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量

全自動電気化学発光免疫測定装置 一式

- (2) 物品等の特質

仕様書のとおり

- (3) 借入期間

平成19年10月1日から平成24年9月30日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

- (4) 借入場所

長野県立こども病院

- (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の

5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 借入をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

- (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

安曇野市豊科3100

長野県立こども病院 経営管理部財務係

電話 0263 (73) 6700 内線 3018

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年7月31日 午前10時

イ 場所 長野県立こども病院 北棟2階会議室

- (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (7) 契約書作成の要否

必要とします。

- (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもった者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立こども病院長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年7月19日

長野県公営企業管理者職務執行者
長野県企業局長 峯山 強

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
平成19年度後期 水道料金徴収業務等委託業務
- (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 履行期間
平成19年10月1日から平成20年3月31日まで
- (4) 履行場所
長野県企業局上田水道管理事務所及び川中島水道管理事務所管内
- (5) 最低制限価格
設定有り
- (6) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 水道料金の検針業務、料金徴収業務、滞納整理業務等に関し、業務を迅速に行う体制が整備されている者で、当該業務委託の内容を確実に履行できると認められる者であること。
- 3 競争入札参加資格の確認手続
- (1) 本競争入札の参加希望者は、平成19年7月27日（金）午前10時までに長野県企業局経営企画課に連絡の上、7月31日（火）

から8月3日（金）までの間において実施する競争入札参加資格の確認を受けてください。

ただし、「平成18年度後期 水道料金徴収業務等委託業務」の入札に参加した者は、競争入札参加資格の確認は必要ありません。

なお、所定の期間内に競争入札資格の確認を受けなかった者及び確認手続の結果業務が確実に履行できないと判断された者は、本競争入札に参加できません。

(2) 資料の提出

競争入札参加資格の確認を受ける際は、次に掲げる書類を提出してください。

- ア 委託業務を実施するための職員体制及び職員の業務分担を明らかにした書類
- イ 検針業務、料金徴収業務、滞納整理業務、開閉栓業務、宿泊直業務及び接遇についてのマニュアル（書式任意）

(3) その他

- ア 確認のために必要な資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とします。
- イ 提出された資料は、提出した者に無断で競争入札参加資格の確認以外の目的に使用しません。
- ウ 提出された資料の訂正及び差し替えはできません。

(4) 確認結果の通知

平成19年8月8日（水）までに書面により通知します。

(5) 入札参加資格がないものとされた者に対する理由の説明

- ア (4)の通知により入札参加資格がないものとされた者は、その理由についての説明を求めることができます。
- イ アの説明を求めようとする者は、平成19年8月10日（金）までに、書面（書式任意）を長野県企業局経営企画課に持参して提出してください。

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに競争入札参加資格の確認手続についての問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企業局経営企画課

電話 026（235）7372

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時 平成19年8月20日（月）午後1時30分
- イ 場所 長野県庁 本庁舎7階企業局会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要があります。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要があります。
- (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は、入札説明書によります。

経営企画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年7月19日

長野県工業技術総合センター所長 島田享久

1 入札に付する事項

(1) 借入れをする物品等及び数量

高度組み技術協調設計開発支援システム一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります

(3) 借入期間

平成19年10月1日から平成20年3月31日まで

(4) 借入場所

松本市野溝西1-7-7

長野県工業技術総合センター 情報技術部門

(5) 入札方法

借入期間の賃借額の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA及びBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 問い合わせ先等

(1) 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約条項等を示す場所

長野市若里1-18-1

長野県工業技術総合センター 総務部門

電話番号 026 (268) 0602

(2) 入札説明書及び仕様書に関する問い合わせ先

松本市野溝西1-7-7

長野県工業技術総合センター 情報技術部門通信基盤部

電話番号 0263 (25) 0790

4 入札手続等

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年8月7日（火）午後1時30分

イ 場所 長野市若里1-18-1

長野県工業技術総合センター 1階小会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

ものづくり振興課